



令和4年2月24日
中部地方整備局
建政部

建築基準適合判定資格者の処分について

中部地方整備局長は、令和4年2月24日付けで建築基準適合判定資格者に対し、建築基準法（以下「法」という。）第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行いましたので、お知らせいたします。

詳細は、別紙のとおりです。

※建築基準適合判定資格者

法の規定に基づき、建築基準適合判定資格者検定に合格し、国土交通大臣の登録を受けた者。

【配布先】 中部地方整備局記者クラブ

【問い合わせ先】

中部地方整備局 建政部 住宅整備課長 こばやしまさひろ 小林真大（内線6181）
建設専門官 おおいしはるよし 大石晴義（内線6182）
電話：052-953-8574

●建築基準適合判定資格者の処分

【処分事由の概要】

三重県内 1 件の建築物の計画の確認審査において、当該建築計画の敷地は、法第 43 条第 1 項の規定が適用され法第 42 条第 1 項に規定する道路に 2 m 以上接しなければならないにもかかわらず、当該建築計画の敷地に接する道路は法第 42 条第 1 項に規定する道路に該当しないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

【処分日】 令和 4 年 2 月 24 日

【資格者】 岡 隆夫（登録番号：第 6294 号）

【処分内容】 業務禁止 10 日（令和 4 年 3 月 24 日から令和 4 年 4 月 2 日まで）

この業務禁止の期間中に行えない行為は、建築基準適合判定資格者としての全ての行為とする。